

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	有限会社スズキエンタープライズ 代表取締役 鈴木久美子
【住所又は本店所在地】	長野県須坂市大字須坂982番地19
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和2年11月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社 鈴木
証券コード	6785
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	法人（「有限会社」）
氏名又は名称	有限会社スズキエンタープライズ
住所又は本店所在地	長野県須坂市大字須坂982番地19
事務上の連絡先及び担当者名	堀田 拓也
電話番号	026-251-2600

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 15
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年5月30日
訂正箇所	「E27289 鈴木教義」の共同保有者として再提出するため、取下げいたします。